

豪州政府による濃厚接触者の定義や検査・隔離要件の見直し(12月30日発表)

#### 【ポイント】

●豪連邦政府は12月30日(木)に濃厚接触者の定義、濃厚接触者と陽性者への検査と隔離要件の見直しについて発表しました。概要は以下のとおりです。

#### 【本文】

1 12月30日(木)に開催された国家内閣(National Cabinet)を受けた発表の概要を以下のとおりお知らせいたします。

発表の詳細は下記リンク先をご覧ください。

<https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-statement-12>

2 豪連邦政府は、新型コロナウイルスの濃厚接触者の定義を見直し、基本的には濃厚接触者は陽性確定者の同居者または陽性確定者の感染期間中に4時間以上一緒に住居にいた者と定義することを決定した(注:ただし、例外的に右以外の場合についても濃厚接触者と定義される可能性は排除されない)。

3 濃厚接触者と陽性者への検査と隔離要件についても以下の見直しを行った。

(1) コロナ陽性者の隔離期間を、ワクチン接種の有無に関係なく、陽性となった検査を受けた日から7日間までに統一。

(2) 世帯接触者(同居者)または同居者相当の接触者(注:陽性確定者の感染期間中に4時間以上一緒に住居にいた者)は、例外的な状況を除いて、ワクチン接種の有無に関係なく、陽性者との接触から7日間隔離。その上で、6日目に受ける迅速抗体検査(RAT)が陰性であれば、その後の7日間は症状を監視し、症状が発生した場合は再度検査を受ける。

(3) 陽性者と接触した可能性があるが感染リスクが低い他の接触者は、症状を監視する必要があり、症状が発生した場合にのみ迅速抗体検査またはPCR検査を行う必要がある。

(4) 全ての接触者は、他者への感染リスクを減らすために、家の外にいるときは(注:屋外を含め)マスクを着用し、症状を監視し、曝露後14日間は高リスクの場所を訪問しないようにする必要がある。

(5) 迅速抗体検査が陽性の場合、診断を確定するためPCR検査を行う必要がある。PCR検査は症状のある人に適した検査である。

4 新たな濃厚接触者の扱いは、2021年12月31日午前0時1分からACT、NSW州、VIC州、QLD州、SA州で開始される。SA州では、陽性者と濃厚接触者への10日間

の隔離が継続される。TAS 州は2022年1月1日から適用を開始する。  
WA 州と NT 準州は、新しい扱いの開始日について通知する予定。

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>